

第 10 期 大竹市分別収集計画

令和 4 年 5 月 2 4 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では現在、最終処分場を保有していないことから、資源分別を目的とした施策を推進し、さらに「可燃ごみ」及び「粗大ごみ」にごみ処理手数料を導入し、減量化に取り組んできた。可燃ごみ等からの資源物の分別収集の推進、ピックアップ回収による資源化など廃棄物の排出抑制を維持する施策にも取り組んでいる。

平成 3 1 年 4 月から、廿日市市に建設した広域ごみ焼却施設における可燃ごみ等の処理及び市内製紙会社工場における家庭から収集された廃プラスチック類の固形燃料化によるエネルギー利用を開始し、また、令和 3 年 4 月から、布団及び衣類等の市外処理委託事業者工場における固形燃料化処理を開始した。これらの主要なごみの処理方式の変更に伴い、ごみの種類の区分や収集体制に大きな変化が生じている。

本計画は、こうした状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 8 条の規定に基づき、一般廃棄物の中で大きな割合を占めている容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進することにより、最終処分量の削減を図るために、市民・事業者・行政それぞれが果たすべき役割や、具体的な推進方策など、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の着実な実施により、本市がこれまでに取り組んできたごみ処理手数料の導入、基本計画の策定及びごみ処理方式の変更と合わせて、容器包装廃棄物の 3 R を推進し、廃棄物の減量や温室効果ガスの削減、資源の有効利用を進めることで、循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたって次のとおり基本的方向を示す。

- ・ 廃棄物の排出抑制、リサイクルを基本とした循環型社会の構築
- ・ 市民・事業者と行政が一体となったごみ減量化と、リサイクル運動の積極的な推進
- ・ 廃棄物の適正処理の推進による生活環境の保全

3 計画期間

本計画の期間は、令和5年4月を始期とする5カ年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。なお、段ボールと同時に紙資源として新聞、雑誌・雑紙を収集する。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
排出量	711t	704t	697t	690t	683t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

排出抑制のため、次の方策を実施する。

(1) 総ごみ排出量の約8割を占める可燃ごみの排出抑制及び紙資源としての排出を促進する等の再資源化への転換を図る。

ア 可燃ごみ及び粗大ごみに対するごみ処理手数料の徴収

イ 再生利用可能な紙製容器包装を含む紙類の資源物としてのリサイクル

ウ 粗大ごみのリユースへの誘導

(2) 新聞、雑誌・雑紙、段ボール、アルミ缶を対象に、市民活動団体（自治会・子ども会・老人クラブ・PTA等）による資源回収に対して報奨金等を交付し、資源回収システムを支援することで有効利用の意識を高め、排出抑制と再資源化の促進を図る。

また、報奨金等を交付することで、資源回収団体の活動を活性化するとともに、資源回収及びリサイクルの拡大を図る。

(3) 市民・事業者に対して、ごみ処理経費の増加等、ごみ処理の状況について情報を提供し、環境問題に対する意識を高める。

市民によるごみの持ち込みに対しては、不適正な排出の防止等のため、事前予約制を実施し、排出抑制を図るとともに、分別収集、再生利用の意義及び効果等に関する啓発活動に積極的に取り組む。

ア 広報紙への啓発記事の掲載

イ ごみ収集カレンダーの各戸配布

- ウ 他市町村からの転入者に対するごみの分別ガイドやごみ収集カレンダーの配布
- エ 公衆衛生推進委員による啓発
- オ 処理施設見学（小学生の社会見学）等の受入れ
- カ 公共施設への回収拠点の設置及びリサイクル・リユースの啓発

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況等を勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市の収集及び処理体制等を踏まえ、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 （無色・茶色・その他）	ガラスびん
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料・しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（白色トレイ）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装
段ボールと同時に収集するその他の紙製資源物	新聞、雑誌・雑紙

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	33.2		32.9		32.6		32.2		31.9	
主としてアルミ製の容器	25.3		25.0		24.8		24.5		24.3	
無色のガラス製容器	(合計) 58.7		(合計) 58.1		(合計) 57.6		(合計) 57.0		(合計) 56.4	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	58.7	0	58.1	0	57.6	0	57.0	0	56.4	0
茶色のガラス製容器	(合計) 69.4		(合計) 68.7		(合計) 68.0		(合計) 67.3		(合計) 66.7	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	69.4	0	68.7	0	68.0	0	67.3	0	66.7	0
その他のガラス製容器	(合計) 22.8		(合計) 22.6		(合計) 22.3		(合計) 22.1		(合計) 21.9	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	22.8	0	22.6	0	22.3	0	22.1	0	21.9	0
主として段ボール製の容器	39.3		38.9		38.5		38.1		37.7	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料・しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 41.9		(合計) 41.5		(合計) 41.1		(合計) 40.7		(合計) 40.3	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	25.0	16.9	25.0	16.5	25.0	16.1	25.0	15.7	25.0	15.3
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 420.3		(合計) 416.1		(合計) 411.9		(合計) 407.8		(合計) 403.7	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
	0	420.3	0	416.1	0	411.9	0	407.8	0	403.7

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝ 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率（0.990）

※ 実態に合わせ、一部、直近3か年度の平均量を収集実績とする。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

また、現在、市民活動団体（自治会・子ども会・老人クラブ・PTA等）による資源回収活動の取組みが進んでいる段ボール、アルミ缶等については、引き続き係る団体が分別収集を実施することとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・ビン・ペットボトルは、不燃物処理資源化施設で選別・圧縮・保管し、段ボールを含む紙資源は、資源物ストックヤードに分別保管しているが、経年による施設の老朽化が進んでいるため、計画的な修繕工事等の実施による既存施設の延命化を図る。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関する重要な事項

- ・ 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めるために、市民と事業者との対話や普及啓発活動を促進するため、市民や事業者、有識者等で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、分別収集の推進体制を整備する。
- ・ 自主的な地域の廃棄物減量化及び再資源化等の活動を推進するため、廃棄物減量等推進員制度を導入し、各自治会に推進員を配置する。
- ・ 自治会等の市民活動団体による資源回収活動を促進するため、報奨金の交付等の支援を行う。